

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年 8月 13日
かつらぎ町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		広口・笠田中・萩原・広浦・丁ノ町・笠田東・移・背ノ山・佐野・東谷・平・兄井・大畑・柏木・三谷	無	令和6年度～令和11年度	かつらぎ町有機栽培実践グループ
		○		東洪田・星川・日高	無	令和6年度～令和11年度	紀ノ川農協キウイフルーツ部会有機部会